破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６３０号

静岡県磐田市池田804番地
債務者　鈴木　照代
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　啓悦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号

愛知県高浜市神明町８丁目８番地11　グリーンパーク神明１棟102号、前住所愛知県碧南市神有町７丁目60番地
債務者　佐藤　秀明
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田乾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号

長崎県諫早市原口町808番地１、前住所長崎県諫早市森山町本村831番地１
債務者　江頭　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４８９号

埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目４番９号　第三奥貫ハイツ106号
債務者　高橋　英靖
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８７号

埼玉県川口市桜町５丁目７番26号
債務者　柏原　幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　高明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９号

堺市西区鳳西町３丁737番地２
債務者　花井　公夫
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７号

大阪府南河内郡千早赤阪村大字中津原372番地、前住所大阪府松原市天美我堂３丁目130番地の２―108号
債務者　木下　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６号

愛知県刈谷市築地町２丁目22番地４　ＢｅｌｌｅｄｅｍｅｕｒｅＴｕｉｊｉ101号
債務者　前門　弘勝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係